

山梨県公報

号外第四十六号

令和四年

十一月十六日

水曜日

目次

条 例

○山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県県税条例の一部を改正する条例(条例第四十八号)(税務課)

- エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。
- この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十一月十六日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第四十八号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。
第百十四条の三第三項第四号イ②中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(一)」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(一)」に、「第百四十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項」を「同法第百四十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番